

福岡医発第2016号(保)

平成15年 2月2/日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師
会 長 関 原



検査料の点数の取扱いについて

標記の件につきまして、平成15年1月30日付保医発第0130001号にて厚生労働省保険局医療課から取り扱いが示され、2月1日から適用となった旨、日本医師会より別紙1のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

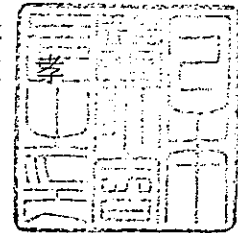
- 1) 本件の内容は、日本医師会において別紙2のとおり整理されております。
- 2) 本件につきましては、日本医師会雑誌3月1日号に掲載が予定されております。



日医発第 1054 号 (保 164)
平成 15 年 2 月 6 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
坪井 栄



検査料の点数の取扱いについて

標記について、平成 15 年 1 月 30 日付保医発第 0130001 号で厚生労働省保険局医療課長から別添 1 のとおり取扱う通知があり、2 月 1 日から適用となりました。

本通知の内容に関して、本会において別添 2 のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

また、本件につきましては、日本医師会雑誌 3 月 1 日号に掲載を予定しております。

(添付資料)

1. 検査料の点数の取扱いについて

(平 15. 1. 30 保医発第 0130001 号厚生労働省保険局医療課長通知)

2. 新たに保険適用が認められた検査 (日本医師会保険医療課)





保医発第0130001号
平成15年1月30日

地方社会保険事務局長 殿
都道府県民生主管部(局)

国民健康保険主管課(部)長 殿
都道府県老人医療主管部(局)

老人医療主管課(部)長 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

検査料の点数の取扱いについて

検査料の点数の取扱いに関して、関連する通知を下記のとおり改正するので通知する。

なお、本通知は平成15年2月1日から適用する。

記

「診療報酬点数表（平成6年3月厚生省告示第54号）及び老人診療報酬点数表（平成6年3月厚生省告示第72号）の一部改正に伴う実施上の留意事項について（通知）」（平成14年3月8日保医発第0308001号）の一部を次のように改正する。

別添1第2章第3部第1節第1款D001の(6)を(7)とし、(5)の次に次のように加える。

- (6) β クロスラプス精密測定は、骨粗鬆症におけるホルモン補充療法及びビスフォスフォネート療法等、骨吸収抑制能を有する薬物療法の治療効果判定又は治療経過観察を行った場合に、区分「D007」血液化学検査の「33」に準じて算定できる。ただし、治療開始前においては1回、その後は6月以内に1回に限り算定できる。

(参考：新旧対照表)

「診療報酬点数表（平成6年3月厚生省告示第54号）及び老人診療報酬点数表（平成6年3月厚生省告示第72号）の一部改正に伴う実施上の留意事項について（通知）」（平成14年3月8日保医発第0308001号）別添1第2章第3部第1節第1款中

現 行	改 正 後
001 尿中特殊物質定性定量検査 (1)～(5) (略)	D001 尿中特殊物質定性定量検査 (1)～(5) (略) (6) β クロマスプス精密測定は、骨粗鬆症におけるホルモン補充療法及びビスフォスフォネート療法等、骨吸収抑制能を有する薬物療法の治療効果判定又は治療経過観察を行った場合に、区分「D007」血液化学検査の「33」に準じて算定できる。ただし、治療開始前においては1回、その後は6月以内に1回に限り算定できる。 (7) (略)

■新たに保険適用が認められた検査

平成15年1月30日 保医発第0130001号(平成15年2月1日適用)

1. β クロスラプス精密測定 (EIA法)	D007 血液化学検査の33に準じて 算定する。	220点
平成14年3月8日保医発第 0308001号の別添1の第2章「特掲 診療料」第3部「検査」第1節「検 体検査料」第1款「検体検査実施 料」の「D001尿中特殊物質定性定 量検査」の(6)を(7)とし、(5) の次に(6)として右のように加 える。	D001 尿中特殊物質定性定量検査 (6) β クロスラプス精密測定は、骨粗鬆症における ホルモン補充療法およびビスフォスフォネート療 法等、骨吸収抑制能を有する薬物療法の治療効果 判定または治療経過観察を行った場合に、区分 「D007」血液化学検査の「33」に準じて算定 できる。ただし、治療開始前においては1回、そ の後は6月以内に1回に限り算定できる。	

(日本医師会保険医療課)